

平成28年度第2回富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成28年8月25日（木） 開会 午後4時02分
閉会 午後5時24分
2. 場所 富津市役所 2階 第2委員会室
3. 出席委員
渡辺 務 （市議会議員） 白石 良造 （被保険者）
小泉 定男 （被保険者） 榎本 栄子 （被保険者）
小林 美奈子 （被保険者） 原田 則雄 （学識経験者）
熊切 篤 （保健医療関係者） 大塚 坦造 （保健医療関係者）
小柴 貞雄 （福祉関係者） 今木 康之 （サービス事業者）
亀卦川 明 （サービス事業者）
4. 欠席委員
三枝 奈芳紀 （保健医療関係者） 井戸 義信 （福祉関係者）
古堀 真由美 （サービス事業者） 藤野 勉 （サービス事業者）
5. 議件
（1）議案第1号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について
（2）議案第2号 区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定更新の事後承認について
（3）議案第3号 富津市指定地域密着型通所介護の基準の策定に係るパブリックコメントの実施について
（4）議案第4号 第6期（平成27年度）介護保険事業計画達成状況の報告・評価について
（5）議案第5号 地域包括支援センター運営業務受託法人の公募について
6. 報告
（1）報告第1号 介護予防・日常生活支援総合事業への移行について
7. 事務局職員
佐久間市長、磯貝健康福祉部長、坂本介護福祉課長、小泉介護福祉係長、
大川高齢者支援係長、田内副主査、山田主任主事、山田（大）主任主事、
山口社会福祉主事

会議開催結果

1 会議の名称	平成28年度第2回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成28年8月25日（木） 午後4時02分～午後5時24分
3 開催場所	富津市役所 2階 第2委員会室
4 審議等事項	1 議件 （1）議案第1号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について （2）議案第2号 区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定更新の事後承認について （3）議案第3号 富津市指定地域密着型通所介護の基準の策定に係るパブリックコメントの実施について （4）議案第4号 第6期（平成27年度）介護保険事業計画達成状況の報告・評価について （5）議案第5号 地域包括支援センター運營業務受託法人の公募について 2 報告 （1）報告第1号 介護予防・日常生活支援総合事業への移行について
5 出席者	【委員】 渡辺 務、白石 良造、小泉 定男、榎本 栄子 小林 美奈子、原田 則雄、熊切 篤、大塚 坦造 小柴 貞雄、今木 康之、亀卦川 明 【市長】 佐久間 清治 【事務局】 磯貝健康福祉部長、坂本介護福祉課長 小泉介護福祉係長、大川高齢者支援係長、田内副主査 山田主任主事、山田（大）主任主事、山口社会福祉主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人（定員2人）

9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439 - 80 - 1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成28年度第2回富津市介護保険運営協議会会議録

発言者	発言内容
小泉係長	開会（16：02） それでは、ただ今より、平成28年度第2回富津市介護保険運営協議会をはじめさせていただきます。 本日、11名の方に出席いただいておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。 なお、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承をいただきますようお願い申し上げます。 それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。 はじめに、会長あいさつでございます。渡辺会長からごあいさつをお願いします。
渡辺会長	委員の皆様には、お忙しい中、第2回介護保険運営協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 さて、本年度は、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とする、第6期介護保険事業計画の2年目を迎え、計画している介護サービスの確保に向けての取り組みが進められております。 また、本年4月1日から、利用定員18人以下の通所介護事業が地域密着型通所介護事業として位置づけられ、指導監督等の権限が市へ委譲されております。 これらに加え、平成30年から平成32年度までの3カ年を計画期間とする、第7期介護保険事業計画を平成29年度中に策定するうえで必要となる、計画期間中の地域支援事業を含めた介護サービスの内容及び量に関するニーズ調査を本年度中に行う予定と聞いております。 このような状況の中、担当課はもとより、本運営協議会の果たすべき役割も重大であると認識しております。 さて、本日の会議内容につきましては、お手元の会議次第のとおり、指定地域密着型サービス事業者の指定更新についてなど5議案と、介護予防・日常生活支援総合事業への移行についての報告事項1件でございます。 各議案等について、皆様の忌憚のない御意見をいただきますよう、お願い

小泉係長 佐久間市長	い申し上げます。以上で挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。次に、市長あいさつでございます。 こんにちは、本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃から本市の介護福祉行政に対しまして、御理解と御協力を賜っておりますことを、心から御礼を申し上げます。 さて、国においては、去る 7 月 20 日開催の社会保障審議会介護保険部会で、要介護度が低い軽度者に対する訪問介護の生活援助サービスについて、給付の見直しや市町村の地域支援事業への移行などを論点として提示し、年末までに結論を出すとしています。 また、本市においては、この結論を踏まえ、平成 30 年から平成 32 年度までの 3 カ年を計画期間とする、第 7 期介護保険事業計画を平成 29 年度中に策定するうえで必要となる、計画期間中の地域支援事業を含めた介護サービスの内容及び量に関するニーズ調査を本年度中に行うこととなります。 このような状況の中、委員の皆様をはじめ、医療関係者、介護保険事業者、地域住民など、多くの皆様方の御理解と御協力を賜りながら、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するために今後も取り組んでまいりますので、皆様方のなお一層の御支援と御協力をいただけるようお願いを申し上げます。 本日の会議内容につきましては、先ほど渡辺会長が申し上げたとおりでございます。 よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。
小泉係長 渡辺委員	続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第 5 条の 3 第 1 項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を、渡辺会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。 それでは、議長を務めさせていただきます。 まず、私から、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。 今木委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。

山田（大）主任主事 渡辺会長 山田（大）主任主事	議案第１号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」を議題といたします。 なお、本議案については、平成28年８月５日付けで富津市長から諮問のありました議案でございます。 事務局の説明を求めます。 はい、議長。 はい、山田主任主事。 議案第１号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」ご説明申し上げます。資料の１ページをご覧ください。 本議案の地域密着型サービス事業所の指定は、市町村長が行うことと、介護保険法第78条の２に規定されており、その際に「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めること。」とされておりますことから、本運営協議会に、ご審議をお願いするものです。 この度、株式会社ベストケア、代表取締役加藤和子より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第３条の３に規定されている、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。 具体的には、指定地域密着型通所介護事業所である、デイサービス富士見に係る指定の有効期間が平成28年10月31日をもって満了となることから、平成28年11月１日からの指定更新を受けようとするものです。 資料の２ページ・３ページをお開きください。 事業所の指定の際の審査項目を一覧にしたものが、この表でございます。 右端のチェック欄が、２列に分かれておりますが、その左側にチェック項目に対する答えを記入してあり、右側の横棒は、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表し、○は指定基準に適合していることを表しています。 提出された書類の確認と、介護福祉課職員による事業所の現地確認を平成28年８月３日に実施したところ、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する、事業所が遵守すべき基準に適合していることから、指定について、ご審議をお願いするものでございます。 以上で、議案第１号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」
---	---

渡辺会長	の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 事務局の説明は終わりました。 事務局の説明によると、介護福祉課の職員の現地確認、及び提出された書類を確認したところ、事業者が遵守すべき基準を全て満たしているとのことでした。 委員の皆さん、ご意見、ご質疑ございませんでしょうか。
大塚委員	はい、議長。
渡辺会長	大塚委員。
大塚委員	説明にあった、事業所の現地確認について、介護福祉課職員何名でおこなったのか。
山田（大）主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田（大）主任主事	本件の現地確認は、介護福祉課職員２名で実施しております。
渡辺会長	他にご意見、ご質疑ございませんでしょうか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。 皆さんのご意見を取りまとめますと、本議案「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申で、よろしいでしょうか。 ……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	異議なしと認めます。それでは、議案第１号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の本運営協議会の意見は、「指定することが適当である」との答申とさせていただきます。 「指定することが適当である」との答申書の文面につきましては、私に一任いただいてよろしいでしょうか。 ……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、そのように取り扱わせていただきます。 続きまして、議案第２号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定更新の事後承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

山田（大） 主任主事 渡辺会長	はい、議長。 山田主任主事。
山田（大） 主任主事	議案第２号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定更新の事後承認について」ご説明申し上げます。資料の４ページをご覧ください。 本議案の区域外に所在します、指定地域密着型サービス事業者の指定更新については、当該事業所が所在する市町村の同意が必要であることから、前回の本運営協議会において、事後承認とさせていただく事を承認いただいております。 この度、株式会社神子カンパニー、代表取締役神子糸恵より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第３条の３に規定されている、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。 具体的には、君津市に所在しております、指定地域密着型通所介護事業所神子デイサービスに係る指定の有効期間が平成28年５月31日をもって満了となることから、平成28年６月１日からの指定更新を受けようとするものです。 資料７ページをご覧ください。 資料左側ですが、君津市より、介護保険法第78条の２第４項の規定に基づく指定の同意を平成28年５月26日付けで受理しましたので、資料右側のとおり、指定更新について決定し、同法第78条の11の規定により公示したところです。 なお、本指定につきましても、資料の５ページ・６ページに、先ほどの議案第１号と同様に、事業所の指定を行う際の審査項目の一覧を添付してございますが、書類の確認により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定される、事業所が遵守すべき基準に全て適合していることを確認したうえで決定しております。 以上で、議案第２号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定更新の事後承認について」の説明を終わります。 宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます。
渡辺会長	事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。 この事後承認については、前回の５月に開催した本会議において承認して

	いるところです。 私の方から1つ確認ですが、こちらは、書類確認のみということによろしいでしょうか。
山田 (大) 主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田 (大) 主任主事	はい、会長のおっしゃる通り、区域外の指定事業所につきましては、書類確認のみとさせていただきます。
	その所在する市町村におきまして、指定決定する際に事業所現地確認等を実施するものでございます。
渡辺会長	他にご質疑、ご意見ございませんか。
	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第2号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定更新の事後承認について」は、承認することに異議ございませんでしょうか。
	……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	異議なしと認めます。それでは、議案第2号「区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定更新の事後承認について」は、承認することに決定いたします。
	続きまして、議案第3号「富津市指定地域密着型通所介護の基準の策定に係るパブリックコメントの実施について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
山田 (大) 主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田 (大) 主任主事	議案第3号「富津市指定地域密着型通所介護の基準の策定に係るパブリックコメントの実施について」ご説明申し上げます。
	資料の8ページをお開き下さい。
	地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定によりまして、平成28年4月1日に介護保険法が改正となり、地域密着型通所介護の事業を行う者が遵守すべき基準を、平成29年4月1日までに市町村が条例で定めるこ

とと規定されているところです。

この遵守すべき基準を定めるに当たって、広く意見募集、パブリックコメントを行おうとするもので、この意見募集を行うに当たりまして、本運営協議会にご審議をお願いするものでございます。

なお、先ほど申し上げました介護保険法の改正・施行が平成28年4月1日ではありますが、市町村が基準を定めるまでの間につきましては、介護保険法施行規則が市町村の基準とみなされる取扱いとなっております。

それでは、資料の9ページをお開き願います。

この表の作りでございますが、左から市が定めなければならない基準の項目、その右が現在適用されている基準である介護保険法施行規則、その右が基準の類型、市が基準を定めるにあたって、国の基準である介護保険法施行規則が従うべき基準なのか、参酌すべき基準なのかを表しており、いちばん右が、富津市が定めようとする内容を記載しています。

なお、この国の基準は、この度の地域密着型通所介護創設に伴い、新たに規定された基準ではありますが、その基準の内容のうち、人員及び設備に関する基準においては、地域密着型通所介護に移行する前の、通所介護の事業者が遵守すべき基準どおりの内容が規定されているところです。

これまでの通所介護の基準と異なる基準としては、資料13ページをご覧ください。資料中ほどに、国の基準の第34条でございますが、本事業が地域密着型サービスに組み込まれたことから、運営に関する基準において、地域との連携に関する基準が新たに規定され、この規定により、運営推進会議を設立し、おおむね6ヶ月に1回この会議に対し事業内容を報告し、評価及び要望を伺う機会を設けることが新たに定められたところです。

富津市が定めようとする内容の欄に記載とおり、人員、設備及び運営に関する基準が、従うべき基準である場合はもちろん、参酌すべき基準にあっても、国の基準を上回る又は異なる内容を定める特別な事情が認められないことから、国の基準どおり定めようと考えております。

この市が定めようとする基準の内容について、資料8ページに記載の内容により、平成28年10月3日から同月21日までの期間、意見募集、パブリックコメントを実施しようと考えております。

	なお、今後の予定といたしましては、パブリックコメントによって、寄せられた意見による修正の必要性を検討したうえで、正案を本年11月下旬に予定されます、次回の介護保険運営協議会にお諮りし、本基準を制定しようと考えております。 また、基準の制定形式についてですが、介護保険法施行規則で定める基準を上回る又は異なる内容を定める特別な事情、地域性が認められず、独自の基準を設けないことから、基準の具体的な内容は規則で定めることとして考えています。 以上で、議案第3号「富津市指定地域密着型通所介護の基準の策定に係るパブリックコメントの実施について」の説明を終わります。よろしくお願ひします。
渡辺会長	議案第3号の事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。
小林委員	はい。
渡辺会長	小林委員。
小林委員	パブリックコメントを求めるということですが、市民に対する広報についてどのような形で閲覧できるのか。
山田(大)主任主事	はい。
渡辺会長	山田主任主事。
山田(大)主任主事	パブリックコメントについての広報は、市の広報及びホームページにて周知し、具体的な資料の閲覧については、資料8ページの6に記載のとおり、ホームページもしくは介護福祉課窓口、行政資料コーナー及び天羽行政センターでの閲覧ということとなります。
小林委員	はい、ホームページで閲覧できる状況であれば、市民も参加しやすいと思われます。
渡辺会長	よろしいでしょうか。
	基準に関して、PDF等ダウンロードできる形でしょうか。
山田(大)主任主事	ホームページへの掲載形式はPDFとなりますので、ダウンロード可能でございます。
渡辺会長	これは要望ですが、このパブリックコメントの経緯をもう少しわかりやす

大塚委員 渡辺会長 大塚委員	く、このままでは市民にはわかりづらいものと思いますので、もう少しご配慮いただければと思います。 他にご質疑、ご意見ございませんか。 はい。 大塚委員。 国の基準に従い、県・市と降りてきていると思うのですが、設備・人員・運営に関しての規定がありますが、先日の事件についてですが、事業所の安全性についての規定がないように思われ、国も後追いで規定するのかという部分もありますが、一般の方は不安でいると思うので、関係部門がどのように対応するのか、基準の整備が必要でないかと考えるがいかがでしょうか。
山田（大）主任主事 渡辺会長 山田（大）主任主事	はい。 山田主任主事。 検討の必要がある内容であると考えますが、これは地域密着型通所介護のみでなく、地域密着型サービス等全てにおいて、当該規定を盛り込む改正が必要になってくるところです。 国の動きも注視しながら、市独自での基準の見直しが必要かどうか、検討していく必要があろうかと思います。
大塚委員 坂本課長 渡辺会長 坂本課長	是非、よろしくお願いします。 はい。 坂本課長。 ただ今の件ですが、資料12ページご覧いただけますでしょうか。 第29条でございますが、運営規定の基準において、重要事項に関する規定を定めなければならないと規定され、その中で、第8号あるいは第9号において、緊急時の対処や非常災害時における対応を定めることとなっており、これにより事業所に徹底させたいと思います。 また、先般の事件を受け、国からも県を通じて、通知がまいりました。 これに対して、本課からは、各施設等に安全性の確保についてということで、通知をさせていただいております。併せて本課が所管するふれあいシニア館や、憩の家についても管理者に注意喚起を実施しているところです。
渡辺会長	それでは、他にご意見ございますか。

今木委員	はい、議長。
渡辺会長	今木委員。
今木委員	第34条の運営推進会議について、何名という規定はないのでしょうか、また、市の職員も会議の中に入ることですが、これは富津市の職員が会議に入っているという解釈でよいのか。
山田 (大) 主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田 (大) 主任主事	第34条に規定されているとおりですが、人数に関して特別に規定があるものではございません。その地域性を加味し、各事業所独自の運営推進会議が設立されるものと解釈されるものです。 推進会議の構成員としては、利用者、利用者家族、地域住民の代表これは、地区の区長さんや民生委員さんを意味します。それから、市の職員もしくは地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者となっているところですが、これらのメンバーを基本的には揃えるよう指示しているところでございます。 それから、地域密着型通所介護としては、本規定が新たに加えられたところでございますが、これまでの地域密着型サービス、具体的にはグループホームや小規模特養においては、もともと本規定により、運営推進会議が設立されておりました。現在も市の職員が行ける範囲で全て出席させていただいております。
今木委員	はい。
渡辺会長	今木委員。
今木委員	運営推進会議は、1名でもよいということでしょうか。
山田 (大) 主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田 (大) 主任主事	こちらに規定されている方々を少なくとも1名ずつはお願いしたいという形で各事業所にお願いしているところでございます。
渡辺会長	確認ですが、今挙げられた5名は最低条件ということよろしいのでしょうか、今木委員いかがでしょうか。
今木委員	本規定において、そのような規定ではないため、規定として文書化しなく

	てよいのか。 最低条件があるのであれば、記載しておかないと後ほど議論になるのではないかと、誤解されやすいと考えるが如何か。
渡辺会長	それでは、一度暫時休憩といたしますので、検討してみてください。 (暫時休憩 16:38～16:40)
渡辺会長	では、会議を再開いたします。山田主任主事どうぞ。
山田(大)主任主事	はい、大変申し訳ございません。確かにこちらの第34条の規定において、明確な人数の指定というものはなされておられません。これが国の基準であり、富津市においても同様でございます。 この基準の解釈という部分で、少なくともこちらに規定される者を1名以上は配置してくださいと指示しているところでございますが、本規定では、場合によってはこれが揃わない場合でも認められるものでございます。 富津市の基準において、各何名以上と規定することは、国の基準を上回る基準を制定することとなり、これまで検討していなかった部分でございますが、これまでの運用、運営推進会議の実施にあつては、各事業所において必要な人員が揃えられ、適切な会議が開催されているものと認識しておりますので、今後も事業所と連携し、基準解釈を伝えさせていただく中で、本基準については、国の基準を上回る富津市の独自基準を設ける必要はないものと考えます。
今木委員	わかりました。
渡辺会長	よろしいでしょうか。他にご質疑、ご意見ございませんか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第3号「富津市指定地域密着型通所介護の基準の策定に係るパブリックコメントの実施について」の審議を終了いたします。 続きまして、議案第4号「第6期（平成27年度）介護保険事業計画の達成状況の報告・評価について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
坂本課長	はい、議長。
渡辺会長	坂本課長。

坂本課長	私の方から、議案第4号「第6期（平成27年度）介護保険事業計画の達成状況の報告・評価について」ご説明申し上げます。 介護保険事業計画につきましては、本運営協議会においてご審議いただき、その答申を受けて策定しております。平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間といたしました第6期事業計画期間の初年度が終了しましたことから、その実績についてご説明申し上げ、ご審議をお願いするものでございます。 事業計画の実績につきましては、①被保険者数等の状況、②施設の整備等の状況、③保険給付費の状況、④保険料等の状況の4つに分けてご説明を申し上げます。 はじめに、①被保険者数等の状況につきましてご説明申し上げます。資料の19ページをご覧くださいと思います。 まず、上段の表の「被保険者数等」ですが、第1号被保険者数は15,892人で、計画値を174人上回り、高齢化率も計画値を0.33%上回っております。資料には0.93%となっておりますが、0.33%と訂正させていただきます。なお、26年度実績対比では、257人の増加となっております。 中段の表の「要介護（要支援）認定者数」ですが、介護度別の認定者数となっております。認定者数合計の実績値は2,746人であり、計画値を55人下回っております。なお、26年度実績対比では、83人の増加となっております。要支援1から要介護5までの介護度別の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。 一番下段の表は、「保険料段階別被保険者数」であります。介護保険の保険料は、被保険者及びその属する世帯の所得の状況によって、段階別に設定することとされており、本市における第6期事業計画期間中にあつては、全14段階制を採用しております。 住民税の課税世帯に属する年金収入80万円を超える住民税非課税被保険者に対する保険料を基準の保険料としており、本市の場合は、第5段階が基準保険料となります。なお、年額については63,600円、月額にいたしますと5,300円でございます。 続きまして、②施設等の整備状況につきまして、ご説明申し上げます。資
------	--

料の20ページをご覧ください。

この表は、介護保険施設あるいは介護保険サービスのうち、第6期事業計画期間中に整備を見込んだもののみを記載しております。平成27年度においては、小規模多機能型居宅介護の事業所の整備を見込み、見込みどおり大佐和地区に1事業所「セントケア佐貫」を整備いたしました。

ここで、平成28年度の整備予定としております「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所及び地域密着型介護老人福祉施設（いわゆる小規模特養）の佐貫に建設予定の「特別養護老人ホーム 亀田の郷」の整備につきまして、触れさせていただきます。当初、今年度初旬平成28年4月頃に見込んでおりました、国の交付金の内示が、国の事情により平成28年8月下旬以降と予定より4ヶ月以上遅れている状況下にあることから、施設整備に係る建設工事の契約事務に遅れが生じております。このような状況を踏まえ、建設工事の工期を考えますと、平成28年度中の開設が非常に困難な状況に陥っております。従いまして、国・県と連携を図りながら、平成29年度中旬の開設に向け、現在、事業者と共に取り組んでおりますことをご報告申し上げます。

続きまして、③保険給付費及び地域支援事業費の状況につきまして、ご説明申し上げます。資料の21ページをご覧ください。

まず、表の上から2行目の「保険給付費」という行をご覧ください。

平成27年度実績値では、42億4万9,129円となり、計画値を1億7,995万871円下回っております。以下、サービス別に記載してございますが、ほぼ全てのサービスにおきまして、実績値が計画値を下回っております。主な要因といたしましては、先に述べましたように、高齢化率は計画値を上回ったにも関わらず、要介護認定率が計画値を下回ったことなどによるものと考えております。

続きまして、資料の23ページの上段の空白行の下「地域支援事業費」という行をご覧ください。平成27年度実績値は、1億1,181万1,691円となり、計画値を668万8,309円下回っております。

続きまして、④介護保険料等の状況につきまして、ご説明申し上げます。資料の24ページをご覧ください。

	はじめに、「標準給付費等」といたしまして、①の標準給付費の平成27年度実績値は、42億4万9,129円であり、計画値を1億7,995万871円下回っております。②の地域支援事業費は、1億1,181万1,691円であり、計画値を668万8,309円下回っております。 従いまして、①と②を合算した平成27年度実績値は、43億1,186万820円となり、計画値を1億8,663万9,180円下回りました。 次に、「必要保険料」につきましては、計画期間中、保険給付費及び地域支援事業費の22%を保険料で賄うこととされておりました、⑤の給付費等必要保険料額の平成27年度実績値は、9億4,860万9,380円であり、計画値を4,106万620円下回っております。 従いまして、⑤と⑥の保険料過誤納還付金分等を合算いたしました平成27年度の⑦の「必要保険料」の実績値は、9億4,957万2,520円となり、計画値を4,009万7,480円下回りました。 次の「収納（予定）保険料」につきましては、計画期間中のものとして、設定した段階別保険料額による収入見込み額であり、収納率を97.50%としておりますが、平成27年度実績値は、98.22%となっております。⑨の現年度分（予定）収納額の平成27年度実績値は、9億5,400万2,060円であり、計画値を2,514万6,309円上回っております。 従いまして、⑨と⑩の滞納繰越分収納額を合算いたしました平成27年度の⑪の「収納（予定）保険料」の実績値は、9億6,979万5,690円となり、計画値を4,093万9,939円上回っていることとなります。 次に、⑫の「必要保険料と収納予定保険料との差額」の平成27年度実績値は、2,022万3,170円であり、計画値を8,103万7,419円上回っております。 次に、「不足額の補填方法」につきましては、保険料の不足額をどのように賄うかを見込んだものでございます。平成27年度実績値につきましては、先程、ご説明致しました、表の一番上の欄の「標準給付費等」の実績値が計画値を下回り、中段の⑪の収納（予定）保険料の実績値が計画値を上回ったことによりまして、⑫の必要保険料と収納保険料との差額では、計画値とは逆にプラスに転じ、2,022万3,170円が余剰となります。 従いまして、「不足額の補填方法」のうち、⑯の介護給付費準備基金充当
--	--

	額の実績値は、マイナス3,590万9,714円となり、これは、基金を取り崩すことなく、逆に基金に積みたてることを意味しております。 最後に、「調整交付金」につきましては、後期高齢者の割合と、高齢者の所得状況の格差に応じ、全国5%を基準に交付されるものですが、交付率が計画値より0.1%減少しております。この要因につきましては、所得の高い被保険者の割合が若干ではありますが、増えたことによるものと考えております。 自己評価でございますが、施設・サービス整備、給付費、財務面では、ほぼ計画どおりの成果を上げることができました。 今後は、地域支援事業の介護予防事業及び給付適正化事業につきまして、計画どおり事業を推進し、成果を上げて行きたいと考えております。 以上で、議案第4号「第6期（平成27年度）介護保険事業計画の達成状況の報告・評価について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。 では、1つ私から給付費が減っている点ですが、高齢化率は増えたが、給付費が減っているわけですが、要因としてはどのような事が考えられるのか。高齢者が健康に生活する取り組みが成果としてあがってきたのか、それとも全国的な傾向であるのかお伺いしたいのですが。
渡辺会長	
坂本課長	はい、議長。
渡辺会長	坂本課長。
坂本課長	詳細はまだ検証できてございませんが、介護予防の効果のひとつとして、成果が出ているのではないかと考えております。
渡辺会長	介護予防の効果として、他の地域、例えば大都市でも極端な山間地でもない地域、富津市と同じような地域と比べ、介護費用の負担率等についてどのような位置にあるとお考えでしょうか。
山田（大）主任主事	はい。
渡辺会長	山田主任主事。
山田（大）主任主事	ただいまのご質問、全国値との比較につきましての回答という事にはならないものですが、この度の評価に関する資料の比較に関する部分ですが、これは富津市の高齢化がこれまで以上に伸びている、あるいは全国と比較し伸

渡辺会長	び率が大きいということではなく、計画で見込んだ値との単純な差異でございますので、一概にサービス給付費がこれまでと比較し抑制されているというものではないというものでございます。 わかりました。 質問は、介護予防の水準が他市と比べてどうであるか、ある程度座標的に知りたいというところですが、そのような資料・考えがあればお伺いしたい。 どの自治体も介護予防、給付費削減について取り組んでいるところだと思います。
坂本課長	はい、議長。
渡辺会長	坂本課長。
坂本課長	他の自治体との比較というところですが、本市との類似団体として、これまでも近隣4市との比較はよく行うところですが、県外含め類似団体との比較を今後実施していきたいと考えております。また、その結果につきましては、皆さんにもお知らせできるようにしたいと思います。
渡辺会長	ありがとうございます、よろしくお願いいたします。
大川係長	はい、議長。
渡辺会長	大川係長。
大川係長	平成27年度の実績値ですが、1年分をまとめまして、年報というものがございまして、これを決定するのが毎年12月頃でございまして、これが決定されますと、全国との比較が可能になるところです。 また、次期計画の作成にあたり、国からデータが示されます。これを見ますと、富津市の傾向、県内・全国との比較、市の特徴が明らかになります。これがまだ配信されていない状況ですが、これにより比較してみたいと考えます。
渡辺会長	ではその実績を見ながら指針を決定していただけたらと思います。 他にご質疑、ご意見ございませんか。
小林委員	はい、議長。
渡辺会長	小林委員。
小林委員	資料22ページにございます、介護予防福祉用具購入費についてですが、平成26年度実績値と比較しまして、計画値もおおよそ倍近くになっており、平

山田（大）主任主事 渡辺会長 山田（大）主任主事	成27年度実績も計画どおりの値に近くなっておりますが、法改正等により使いやすくなった等の理由があるのでしょうか。
山田（大）主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田（大）主任主事	平成27年度においては、法改正により、介護報酬が改定され、全般的に介護報酬が引き下げられておりますが、ご質問の福祉用具購入につきましては、実費でございますので、該当いたしません。
小林委員 渡辺会長	第6期計画値が、いずれも平成26年度実績の倍近くになっている訳ですが、実はこれまでの実績、平成25年度、平成24年度における実績値と比較し、平成26年度の実績が限りなく少なく、半分程度であったため、このような資料になっておるところです。
小林委員	はい、わかりました。
渡辺会長	他にご質疑、ご意見ございませんか。
渡辺会長	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第4号「第6期（平成27年度）介護保険事業計画の達成状況の報告・評価について」の審議を終了いたします。
大川係長	続きまして、議案第5号「地域包括支援センター運営業務受託法人の公募について」を議題といたします。
渡辺会長	事務局の説明を求めます。
大川係長	はい、議長。
渡辺会長	大川係長。
大川係長	議案第5号「地域包括支援センター運営業務受託法人の公募について」ご説明申し上げます。運営協議会資料の25ページをご覧ください。
大川係長	受託法人の公募理由について申し上げます。
大川係長	現在、本市では、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの日常生活圏域を設定しており、富津地区及び大佐和地区については平成26年度から、天羽地区については平成27年度から、それぞれ地域包括支援センターを設置いたしまして、その運営業務を委託しています。
大川係長	ご存知のとおり、地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安

心して尊厳ある生活を続けられるようにするために、高齢者個々の状態の変化とニーズに応じて、介護予防対策、介護サービスなどのサービスを切れ目なく継続して提供していくに当たり、地域の高齢者のニーズと多様な地域資源を把握し、保健医療、介護、福祉など多方面から高齢者に対し、包括的・継続的に支援するマネジメント機能を強化していく中核機関としての役割を担うものであり、本市においても、高齢者数の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、年々対応すべきケースが増加しており、また、そのケースも複雑化してきている状況です。このようなことから、地域包括支援センターが果たす役割は、大きなものとなっています。

現在、委託している運営業務の契約期間は今年度までとなっており、介護保険事業計画に沿って、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置するため、平成29年度からも引き続き地域包括支援センターの運営業務を委託するため、その受託法人を募集するものでございます。

資料の2 受託法人の業務内容についてですが、介護保険法に規定する、介護予防・日常生活支援総合事業に関するもの、包括的支援事業に関するもの、指定介護予防支援事業、その他、市が定めるものなどであります。

次に、受託法人を公募する日常生活圏域について申し上げます。資料の3に記載のとおり富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの日常生活圏域、全てであります。

次に、公募する受託法人についてですが、富津市内において、指定居宅介護支援サービスを提供する事業所を有します、社会福祉法人又は医療法人であります。

次に、地域包括支援センター運営業務の委託する期間についてですが、5の委託期間に記載しておりますとおり、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

次に、スケジュールについて申し上げます、26ページをお開き下さい。6の表に記載のとおり、10月21日から公募受付を開始し、11月18日で公募受付を終了し、12月1日に受託法人の候補者を選定するという予定でございます。

受託法人の候補者となった法人は、当該法人の理事会において地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所及び第1号介護予防支援事業における

	業務を行う旨の定款変更の議決をいただいた後、法人の所轄庁に定款変更の認可申請等の諸手続きを行っていただきまして、当該法人から地域包括支援センター設置届、指定介護予防支援事業所指定申請が提出されることとなります。 この提出されました地域包括支援センター設置届、指定介護予防支援事業所指定申請については、平成29年2月下旬に開催いただく本運営協議会において、ご審議いただくことを予定としております。 以上で、議案第5号「地域包括支援センター運営業務受託法人の公募について」の説明を終わらせていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 議案第5号「地域包括支援センター運営業務受託法人の公募について」ですが、皆さんご意見、ご質疑等ございますか。
渡辺会長	
今木委員	はい、議長。
渡辺会長	今木委員どうぞ。
今木委員	前回の会議の中でも出たと思いますが、今の地域包括支援センターを運営している法人が赤字を抱えて実施している状況であったと思います。ここには金額等は出ておりませんが、心配をしておりますので、十分考えていただければと思っておりますので、要望としてあげさせていただきます。
渡辺会長	他にご質疑、ご意見ございませんか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、議案第5号「地域包括支援センター運営業務受託法人の公募について」承認することに異議ございませんか。 ……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	異議なしと認めます。それでは、議案第5号「地域包括支援センター運営業務受託法人の公募について」の審議を終了いたします。 続きまして、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業への移行について」事務局の説明を求めます。
大川係長	はい、議長。
渡辺会長	大川係長。

大川係長	報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業への移行について」ご報告申し上げます。 運営協議会資料の27ページ、28ページをご覧ください。 介護保険法の改正により、平成27年4月から現行の要支援1・2の方に対する「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、「保険給付」から「地域支援事業」へと移行になり、28ページの表のとおり、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」の中で「訪問型サービス」と「通所型サービス」として提供されることとなりました。 国は、円滑な移行のために2年間の猶予期間を設け、市町村がこの猶予期間を条例で定めることとしたことから、本市では、平成29年4月1日から実施する旨を介護保険条例で定めてございます。 それでは、本市の移行について、その概略をご説明します。 移行日は、介護保険条例で決めました、平成29年4月1日とします。一斉に移行するのではなく、新規・区分変更・更新の申請によりまして、要支援認定を受け、認定有効期間の開始が平成29年4月1日以降となる方から、順次、総合事業への移行をいたします。 したがいまして、すでに要支援認定を受けている方については、現在の認定有効期間が満了するまでは、引き続き介護予防訪問介護、介護予防通所介護としてサービス提供をすることができます。 次に、項目2移行時の介護予防・生活支援サービスの内容について、申し上げます。 移行時は、現行の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」相当のサービスで実施いたします。 28ページの表をご覧くださいませでしょうか。網掛けが入っている部分ですが、これらを平成29年4月1日から実施します。 サービスに対するケアマネジメントは、「介護予防ケアマネジメントA」となり、こちらも現行の介護予防支援と同様のものがございます。 次に項目3、移行時の介護予防・生活支援サービスの対象者について、申し上げます。 本事業の対象者は、要支援認定者といたします。したがいまして、国で使
------	---

	うことができるとしております、基本チェックリストは実施しません。 次に、事業者への説明会について、申し上げます。 事業者への説明会は、請求の方法やサービス提供に係る契約等の作業があるため、11月又は12月と来年2月の、合計2回を予定しています。 また、市民への周知については、来年1月に広報ふつつ及び市ホームページに掲載することを予定しています。 続きまして、移行後の介護予防・生活支援サービスについてご説明申し上げます。 移行後の介護予防・生活支援サービスについては、資料28ページの表、網かけ以外の部分ですが、各日常生活圏に「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、サービスを提供する多様な関係主体の定期的な情報共有・連携強化する場として「協議体」というものを設置しまして、地域ニーズの把握、社会資源の把握・開発等をする中で優先順位を付けまして、サービスを提供できる体制が整った段階で、準備サービスを開始することとしております。 以上で、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業への移行について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
渡辺会長	皆さんの中で、ご質疑、ご意見ございませんか。
今木委員	はい。
渡辺会長	今木委員。
今木委員	富津市では、要支援1・2の方達についての訪問サービスと通所サービスについては、現在と同じサービスが受けられるということでよろしいでしょうか。
大川係長	はい、議長。
渡辺会長	大川係長
大川係長	そのとおりでございます。科目が保険給付から地域支援事業に代わるというものでございます。
今木委員	はい。
渡辺会長	今木委員。
今木委員	先ほど坂本課長からも話がありましたけれども、富津市の介護給付費が減

	ったという部分で介護予防の効果ではないかと思われるので、是非この総合事業をしっかり実施し、ますます介護予防が充実されるようお願いしたいと思います。
渡辺会長	ありがとうございます。他にご質疑、ご意見ございませんか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、報告第1号を終わらせていただきます。 以上で、本日の審議は全て終了しました。 委員の皆さんから「その他」で何かありますか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、事務局から「その他」で何かありますか。
坂本課長	特にございません。
渡辺会長	それでは、以上で終了しますが、一つだけ事務局へのお願いですが、会議の中で、平易な言葉でわかりやすく、かつ簡素に説明をお願いしたいと思います。もう少しスムーズに会議を進めたいと思いますので、是非ご協力、お願いを申し上げたいと思います。 それでは、以上をもちまして平成28年度第2回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。 活発なご意見ありがとうございました。 閉会（17：24）